

試験問題（解答時間50分）（100点）

IV. 法人税法

問1

下記に掲げる文章の から の中に、あてはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。

(計18点)

(1) 中間申告書の提出（前年度実績による場合）

内国法人である （清算中のものを除く。以下同じ。）は、その事業年度（適格合併による設立以外で設立事業年度を除く。以下同じ。）が 場合には、その事業年度開始の日以後 （以下「6月経過日」という。以下同じ。）から に、税務署長に対し、次の事項を記載した中間申告書を提出しなければならない。ただし、前年度実績による税額が 以下である場合には、中間申告書を提出することを要しない。

(2) 中間申告書の提出がない場合の特例

中間申告書を提出すべき法人がその中間申告書を提出期限までに提出しなかった場合には、その において、税務署長に対し の提出があったものとみなす。

(3) 中間申告による納付

中間申告書を提出した法人は、その申告書に記載した があるときは、その申告書の提出期限までに、その金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

(4) 確定申告書の提出

内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から に、税務署長に対し、確定した決算に基づき一定の事項を記載した確定申告書を提出しなければならない。

なお、清算中の内国法人につきその残余財産が確定した場合には、残余財産確定日の翌日から （その期間内に残余財産の最後の分配等が行われる場合には、その行われる日の前日まで）に、税務署長に対し、確定申告書を提出しなければならない。

確定申告書には、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他一定の書類を添付しなければならない。

(5) 確定申告による納付

確定申告書を提出した法人は、その申告書に記載した があるときは、その申告書の提出期限までに、その金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

- | | | |
|------------------|--------------|----------|
| 1. 6月を経過した日 | 2. 提出期限 | 3. 申告期限 |
| 4. 6月を超える | 5. 10万円 | 6. 翌日 |
| 7. 前年度実績による中間申告書 | 8. 普通法人 | 9. 法人税額 |
| 10. 1月以内 | 11. 6月を経過する日 | 12. 2月以内 |
| 13. 5万円 | | |

問2

次の **A** から **J** の中に適当な語句を解答欄の選択肢の中から選びなさい。

(計20点)

(1) 大企業向け賃上げ促進税制

① 内容

青色申告法人が、**A** に対して給与等を支給する場合において、次の要件を満たすときは、その事業年度の法人税額から②の金額を控除する。

$$\frac{\text{B 給与等支給額} - \text{B 比較給与等支給額}}{\text{B 比較給与等支給額}} \geq \text{C}$$

② 控除額

次のいずれか **D** 金額とする。

(イ) 控除対象雇用者給与等支給増加額 \times ^(注) **E**

(注) ①を満たす場合には %、②を満たす場合には %を加算する。

① ①の要件 $\geq 4\%$

② $\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 20\%$

(ロ) **F**

(2) 中小企業向け賃上げ促進税制

① 内容

中小企業者等が、**A** に対して給与等を支給する場合において、次の要件を満たすときは、その事業年度の法人税額から②の金額を控除する。

$$\frac{\text{G 給与等支給額} - \text{H 給与等支給額}}{\text{H 給与等支給額}} \geq \text{I}$$

② 控除額

次のいずれか **D** 金額とする。

(イ) 控除対象雇用者給与等支給増加額 \times ^(注) **E**

(注) ①を満たす場合には %、②を満たす場合には %を加算する。

① ①の要件 $\geq 2.5\%$

② $\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq \text{J}$

(ロ) **F**

1. 国内雇用者	2. 給与	3. 中小法人等	4. 15%
5. 10%	6. 法人税額 $\times 20\%$	7. 3%	8. 雇用者
9. 継続雇用者	10. 1.5%	11. 大規模法人	12. 比較雇用者
13. 法人税額 $\times 25\%$	14. 小さい	15. 大きい	16. 2%

問3

次の資料に基づき、当社の当期（令和5年4月1日～令和6年3月31日）における税務調整すべき金額を計算して

A から H に当てはまる数値を入力しなさい。

なお、当期の納付すべき法人税額が最も少なくなるように計算しなさい。

(計16点)

(1) 当期における減価償却資産の償却状況等は、次のとおりである。

種 類	取得価額	当期償却費 (損金経理)	期末帳簿価額	耐用年数	備考
器具備品（電子計算機）	2,915,000円	2,915,000円	0円	5年	(注1)
器具備品（応接セット）	210,000円	210,000円	0円	8年	(注2)

(注1) 電子計算機の取得価額は、当期の12月14日に単価265,000円のを11個取得し、直ちに事業の用に供したものの合計額である。

(注2) 応接セットは当期の2月17日に取得したものであり、同日より事業の用に供している。

(2) 償却率は次のとおりである。

耐用年数	5年	8年
定額法	0.200	0.125
定率法	0.400	0.250
保証率	0.10800	0.07909

(3) 当社は当期末資本金1億円の青色申告法人（株主はすべて個人である。）であり、減価償却資産の償却方法につき選定の届出をしていない。

<次ページへ続く>

<問3の続き>

[減価償却]

(単位：円)

(1) 器具備品 (電子計算機)

① $265,000 < \boxed{A}$

② $265,000 \times 11 \text{個} = 2,915,000 \leq \boxed{B} \times \frac{\boxed{C}}{12} = \boxed{\quad} \therefore \text{調整} \boxed{\quad}$

(2) 器具備品 (応接セット)

① 判定

(イ) 償却額

$210,000 \times \boxed{\quad} = \boxed{D}$

(ロ) 保証額

$210,000 \times \boxed{\quad} = \boxed{E}$

(ハ) $\text{イ} \geq \text{ロ} \therefore \text{通常}$

② 償却限度額

$210,000 \times \boxed{\quad} \times \frac{\boxed{F}}{12} = \boxed{G}$

③ 償却超過額

$210,000 - \boxed{G} = \boxed{H}$

区 分		総 額	留 保	社 外 流 出	
加算	$\boxed{\quad}$ 減価償却超過額	\boxed{H}	\boxed{H}	—	—
減算					

問 4

次の資料に基づき、当社の当期（令和5年4月1日から令和6年3月31日）における交際費等の損金不算入額を計算して解答欄に数値を入力しなさい。

(計8点)

(1) 当期において費用処理により接待交際費勘定に計上した金額は6,990,000円であるが、その内訳は次のとおりである。

① 得意先等に当社名入りのカレンダーを贈与した費用	180,000円
② 会議に際して支出した茶菓・弁当費用	220,000円
③ 従業員の慰安のために行った運動会費用	140,000円
④ その他税務上の交際費等に該当する費用	6,450,000円

(接待飲食費に該当する金額はない。)

(2) 当期において費用処理により雑費勘定に計上した金額には次のものが含まれている。

① 得意先を料亭等で接待した飲食費用	225,000円
--------------------	----------

(参加人数15人分の合計額である。)

② ①の接待に伴い得意先を送迎するために要したタクシー代の費用	25,000円
③ 従業員の慰安のための旅行費用	170,000円
④ 得意先を接待するために要した飲食費用	28,800円

(参加人数6人分の合計額である。)

⑤ 専門の仲介業者以外の非事業者に対して支払った情報提供料	400,000円
-------------------------------	----------

(正当な取引の対価として認められる支出である。)

⑥ 得意先の従業員に対する取引の謝礼費用	100,000円
⑦ 得意先を対象とする物品の交付費用	300,000円

(購入単価は10,000円である。)

(3) 当社の期首における資本金額は80,000,000円であったが、当期中に増資を行い期末における資本金額は120,000,000円である。

(単位：円)

[交際費等の損金不算入額]

(1) 支出交際費額

$$\boxed{} + \overset{\text{①}}{\boxed{}} + \boxed{} + \boxed{} + \boxed{} = \boxed{A}$$

$$\text{①} \quad \frac{225,000}{15\text{人}} = 15,000 > \boxed{B} \quad \therefore \text{交際費}$$

$$\frac{28,800}{6\text{人}} = 4,800 \leq \boxed{C} \quad \therefore \text{損金}$$

(2) 損金算入限度額

① 接待飲食費損金算入基準額

$$\boxed{D} \times \boxed{E} \% = \boxed{F}$$

② 定額控除限度額

$$\boxed{G}$$

③ ① > ② \therefore \boxed{F}

(3) 損金不算入額

$$\boxed{A} - \boxed{F} = \boxed{H}$$

問5

次の資料に基づき、別表五(二)の から に数値を入力しなさい。

(計14点)

(1) 当社の当期（令和5年4月1日～令和6年3月31日）中の納税充当金の異動状況は次のとおりである。

区 分	期首現在額	期中減少額	期中増加額	期末現在額
法 人 税	0 円	0 円	16,530,000 円	16,530,000 円
事 業 税 等	0 円	0 円	4,120,000 円	4,120,000 円
道府県民税	20,000 円	20,000 円	1,081,000 円	1,081,000 円
市町村民税	50,000 円	50,000 円	2,005,000 円	2,005,000 円

(注1) 期首現在額及び期中増加額は、前期及び当期において損金経理により引き当てたものである。

(注2) 期中減少額は前期分の法人税等それぞれに掲げる税額を納付するために取り崩した金額である。

(2) (1)のほか、当期において納付した租税には次のものがある。

当社は、租税公課勘定により経理を行っている。

① 印紙税（うち、過怠税40,000円）	230,000円
② 消費税額（税込経理方式によっている。）	650,000円
③ 不動産の移転登記に伴う登録免許税	140,000円
④ 自動車税	240,000円
⑤ 罰金（外国で課されたものである。）	35,000円
⑥ 固定資産税額（うち、延滞金800円）	406,600円

(3) 当期確定分の法人税（地方法人税を含む）、住民税、事業税については(1)の期末現在額の内訳と同額である。

<次ページへ続く>

<問5の続き>

2.

租税公課の納付状況等に関する明細書

事業年度	5・4・1 6・3・31	法人名	
------	-----------------	-----	--

別表五(二) 令四・四・(一)以後終了事業年度分

税目及び事業年度	期首現在未納税額 ①	当期発生税額 ②	当期中の納付税額			期末現在未納税額 ①+②-③-④-⑤ ⑥	
			充当金取崩しによる納付 ③	仮払経理による納付 ④	損金経理による納付 ⑤		

道府県民税	： ： 6					0	
	4・4・1 5・3・31			A			
	中期					1,081,000	
	確定		1,081,000			1,081,000	
	計		1,081,000				

市町村民税	： ： 11					0	
	4・4・1 5・3・31			B			

その他	損金算入のもの	利子税 20					
		延滞金(延納に係るもの) 21					
		印紙税 22		C		C	0
		その他 23		D		D	0
	損金不算入のもの	加算税及び加算金 24					
		延滞税 25					
		延滞金(延納分を除く。) 26		E		E	0
		過怠税 27		F		F	0
		罰金 28		G		G	0
		29					
納税充当金の計算							
期首納税充当金 30		H	円			円	
繰入額	損金経理をした納税充当金 31		23,736,000	取崩額	損金算入のもの 36		
		32			損金不算入のもの 37		
	計 (31)+(32) 33		23,736,000			38	
					仮払税金消却 39		
取崩額	法人税額等 (5の③)+(10の③)+(15の③) 34			計 (34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39) 40			
	事業税及び当別法人事業税 (19の③) 35			期末納税充当金 (30)+(33)-(40) 41		23,736,000	

以下省略

問6

東西株式会社（以下「当社」という。）は、電気製品の製造業を営む内国法人である。当社の当期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の所得の金額等の計算に必要な事項は下記の〈資料〉のとおりである。これに基づき当期分の法人税の課税標準について計算し解答欄に数値を入力しなさい。ただし 、、、 は解答欄の選択肢の中から選びなさい。なお、地方法人税については、考慮する必要はない。 >

(計24点)

【注記事項】

- (1) 当社の当期末における資本金等の額は、110,000,000円（うち、資本金の額は、100,000,000円）であり、期中における増減はない。
- (2) 税法上適用される方法が2以上定められている事項については、特に指示があるものを除き、当期分の法人税額が最も少なくなる方法によるものとする。
- (3) 当社は設立第1期から引き続き青色申告書を提出しており、かつ、必要な申告の記載及び証明書類の添付等の手続きは全て適法に行うものとする。
- (4) 解答に当たっては、補足すべき事項がある場合にはそれを明記して解答するものとする。
- (5) 消費税及び税効果会計については考慮する必要はない。
- (6) 上記以外の事項については、計算上考慮する必要はない。

所得の金額等の計算に関する事項

1. 債権に関する事項

- (1) 当期及び過年度の一括評価金銭債権の額、貸倒損失等及び実質的に債権とみられないものの額は次のとおりである。（全て税務上適正額）

事業年度	貸倒損失等	一括評価金銭債権の額	実質的に債権とみられないものの額（原則法による金額）
平成27年4月1日～平成28年3月31日	1,300,000円	48,000,000円	390,000円
平成28年4月1日～平成29年3月31日	950,000円	45,500,000円	365,000円
令和2年4月1日～令和3年3月31日	900,000円	40,000,000円	350,000円
令和3年4月1日～令和4年3月31日	1,200,000円	48,500,000円	380,000円
令和4年4月1日～令和5年3月31日	2,300,000円	43,000,000円	330,000円
令和5年4月1日～令和6年3月31日	3,700,000円	50,000,000円	各自推定

(注) 当期の一括評価金銭債権の額には、乙社に対する売掛金が3,500,000円あるが、同社に対して買掛金2,000,000円がある。

- (2) 当社は前期において税務上適正額を貸倒引当金勘定に計上している。また、当期末において同勘定の全額を取り崩し当期の収益に計上するとともに、貸倒引当金勘定に1,926,300円を繰り入れている。

2. 租税公課に関する事項

- (1) 当期分の確定申告により納付することとなる法人税、事業税及び住民税の見込額の合計額80,500,000円（うち事業税分16,000,000円）を納税充当金として当期の費用に計上している。
- (2) 当期中に納付した前期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）分の確定申告に係る法人税（本税）72,000,000円、事業税（本税）23,800,000円、住民税（本税）15,700,000円については、前期の費用に計上した納税充当金111,500,000円の全額を取崩して充当した。
- (3) 当期中に納付した租税として当期の費用に計上した金額のうち、留意すべきものとして次のものがある。

- | | |
|--------------------|-------------|
| ① 当期の中間申告分の法人税（本税） | 33,600,000円 |
| ② 当期の中間申告分の事業税（本税） | 11,200,000円 |
| ③ 当期の中間申告分の住民税（本税） | 6,955,000円 |
| ④ 固定資産税に係る延滞金 | 215,400円 |
| ⑤ 印紙税 | 1,272,600円 |

（うち過怠税250,000円）

1. 所得金額の計算

(単位：円)

計算過程

〔貸倒引当金〕

(1) 繰入限度額

① 実績基準額

(イ) 一括評価金銭債権の額

50,000,000

(ロ) $50,000,000 \times \overset{(注)}{A} = B$

(注)
$$\frac{(\text{〓} + \text{〓} + \text{〓}) \times \text{〓}}{(\text{〓} + \text{〓} + \text{〓}) \div \text{〓}} = \text{〓} \dots \rightarrow A$$

(小数点以下 〓 位未満 〓 C)

② 法定基準額

(イ) 一括評価金銭債権の額

50,000,000

(ロ) 実質的に債権とみられないものの額

① 原則法

$3,500,000 > \text{〓 D} \therefore \text{〓 D}$

② 簡便法

(a) 控除割合

$$\frac{\text{〓} + \text{〓}}{\text{〓} + \text{〓}} = \text{〓} \dots \rightarrow E \text{ (小数点以下 〓 位未満 〓 F)}$$

(b) 控除額

$50,000,000 \times \text{〓 E} = \text{〓 G}$

△ ① > ② ∴ 〓

(イ) $\{(イ) - (ロ)\} \times \frac{\text{〓 H}}{1,000} = \text{〓}$

③ ① > ② ∴ 〓

(2) 繰入超過額

$1,926,300 - \text{〓 B} = \text{〓}$

〔租税公課〕

(納税充当金から支出した事業税等の額)

$111,500,000 - (\text{〓 I} + 15,700,000) = \text{〓}$

(損金経理をした附滞税等)

$215,400 + \text{〓 J} = \text{〓}$

<次ページへ続く>

<問6の続き>

2.

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)

事業 年度	5・4・1 6・3・31	法人名	東西株式会社
----------	-----------------	-----	--------

別表四(簡易様式) 令四・四・一以後終了事業年度分

御注意

2 1 沖繩の認定法人の課税の特例等の規定の適用を受ける法人にあつては、別様式による別表四を御使用ください。
「52」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減した額と符合することになります。

区 分	①	処 分	
		留 保	社 外 流 出
		②	③
当期利益又は当期欠損の額	166,782,733 円	154,782,733 円	12,000,000 円
加			
損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	K	K	
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	L	L	
損金経理をした納税充当金	M	M	
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延滞分を除く。)&及び遅延税	N		その他 N
減価償却の償却超過額			
役員給与の損金不算入額			その他
交際費等の損金不算入額			その他
通算法人に係る加算額(別表四付表「5」)			外 ※
貸倒引当金繰入超過額	O	O	
小 計			外 ※
減			
減価償却超過額の当期認容額			
納税充当金から支出した事業税等の金額	P	P	
受取配当等の益金不算入額(別表八「13」又は「26」)			※
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八「26」)			※
受贈益の益金不算入額			※
適格現物分配に係る益金不算入額			※
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額			
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等			※
通算法人に係る減算額(別表四付表「10」)			※
小 計			外 ※
仮 計			外 ※
(1)+(11)-(22)			